

太田市金山再生プロジェクト基金条例をここに公布する。

令和7年3月19日

太田市長 清水 聖 義

太田市条例第24号

太田市金山再生プロジェクト基金条例

(設置)

第1条 金山の整備及び維持管理に要する経費の財源に充てるため、太田市金山再生プロジェクト基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、指定寄附金の額その他の予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り

替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。